

## 第 1 号議案

令和 5 年度教育費 3 月補正予算（第 1 2 号）に係る意見の  
申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 6 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

令和 5 年度教育費 3 月補正予算（第 1 2 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和 5 年度教育費 3 月補正予算（第 1 2 号）に係る意見の  
申出の臨時代理について

令和 5 年度教育費 3 月補正予算（第 1 2 号）に係る意見の申出につ  
いて、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を  
求める。

令和 5 年度教育費 3 月補正予算（第 1 2 号）に係る意見の  
申出について

令和 5 年度教育費 3 月補正予算（第 1 2 号）について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2 国庫補助金	千円 18,933,886	千円 △591,041	千円 18,342,845
19 寄附金	1 寄附金	千円 2,450,723	千円 12,106	千円 2,462,829
23 市債	1 市債	千円 13,377,059	千円 1,136,500	千円 14,513,559

※ 「16 国庫支出金－2 国庫補助金」のうち補正額333,638千円が教育委員会分

※ 「19 寄附金－1 寄附金」のうち補正額10,306千円が教育委員会分

※ 「23 市債－1 市債」のうち補正額1,194,300千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	1 教育総務費	千円 2,211,515	千円 34,109	千円 2,245,624
	2 小学校費	千円 3,055,819	千円 316,892	千円 3,372,711
	3 中学校費	千円 1,471,233	千円 1,169,515	千円 2,640,748
	7 保健体育費	千円 1,103,390	千円 27,629	千円 1,131,019

※ 「10 教育費 1 教育総務費」補正額23,803千円は、人件費分

第2表 繰越明許費補正 (抜粋)

(追加)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設長寿命化事業にかかる委託料及び工事費	259,298
		小学校空調機整備事業にかかる工事費	57,594
	3 中学校費	中学校施設長寿命化事業にかかる委託料及び工事費	402,469
		中学校空調機整備事業にかかる工事費	767,046

(変更)

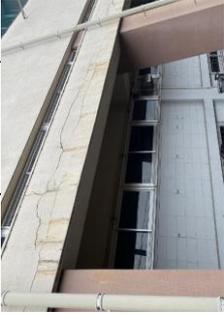
款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
10 教育費	7 保健体育費	体育施設維持補修事業にかかる工事費	千円 14,253	千円 41,882

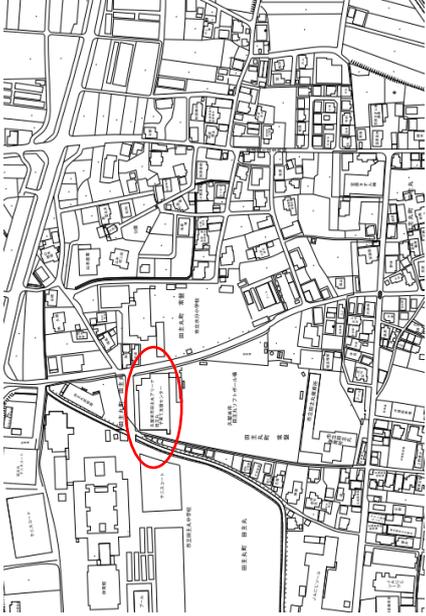
第4表 地方債補正（抜粋）

（変更）

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額		限度額	
	千円	千円		千円
義務教育施設整備事業	411,800		1,583,600	
特別支援学校施設整備事業	9,800		9,900	
保健体育施設整備事業	92,500		115,000	

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	令和5年度 当初予算額 千円																																																														
		国県支 出金 千円	地方 債 千円	その他 千円																																																																
款項目：10-1-2 <b>教育振興基金運用事業</b> (教育部総務)	10,306			10,306	0	921																																																														
<p>◎<b>教育振興基金積立金 10,306千円</b>                      学校教育への条件整備を充実させるための財源確保を目的とする教育振興基金について、予算を上回る寄附があったため、補正をお願いするもの。なお、R6.1～3分は見込みとして計上している。</p> <p>○補正額：11,227千円(見込) - 921千円(予算) = 11,306千円</p> <p>【R5実績・見込】 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>寄附者</th> <th>寄附月</th> <th>寄附金額</th> <th>備考(用途等(予定))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一般</td> <td>R5.6</td> <td>10,000,000</td> <td>御井小・山川小</td> </tr> <tr> <td>②一般</td> <td>R5.7</td> <td>26,959</td> <td>大橋小</td> </tr> <tr> <td>③一般</td> <td>R5.9</td> <td>500,000</td> <td>南筑高校</td> </tr> <tr> <td>④(株)小塩建築設計事務所</td> <td>R5.11</td> <td>100,000</td> <td>山本小</td> </tr> <tr> <td>⑤久留米間税会</td> <td>R5.12</td> <td>100,000</td> <td>通常積立</td> </tr> <tr> <td>⑥R6.1～R6.3見込</td> <td>R6.1～R6.3(見込)</td> <td>500,000</td> <td>概算</td> </tr> <tr> <td><b>合計</b></td> <td><b>R6.3時点見込</b></td> <td><b>11,226,959</b></td> <td><b>R5予算額 921,000</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算額</td> <td>1,375,000</td> <td>1,360,000</td> <td>1,232,000</td> <td>1,218,000</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,890,000</td> </tr> <tr> <td>寄附金積立額</td> <td>648,775</td> <td>300,000</td> <td>110,000</td> <td>3,400,000</td> </tr> <tr> <td>利子積立額</td> <td>6,525</td> <td>4,789</td> <td>2,430</td> <td>2,130</td> </tr> <tr> <td>積立額合計</td> <td>655,300</td> <td>304,789</td> <td>112,430</td> <td>3,402,130</td> </tr> </tbody> </table>							寄附者	寄附月	寄附金額	備考(用途等(予定))	①一般	R5.6	10,000,000	御井小・山川小	②一般	R5.7	26,959	大橋小	③一般	R5.9	500,000	南筑高校	④(株)小塩建築設計事務所	R5.11	100,000	山本小	⑤久留米間税会	R5.12	100,000	通常積立	⑥R6.1～R6.3見込	R6.1～R6.3(見込)	500,000	概算	<b>合計</b>	<b>R6.3時点見込</b>	<b>11,226,959</b>	<b>R5予算額 921,000</b>		R1	R2	R3	R4	当初予算額	1,375,000	1,360,000	1,232,000	1,218,000	補正額	0	0	0	2,890,000	寄附金積立額	648,775	300,000	110,000	3,400,000	利子積立額	6,525	4,789	2,430	2,130	積立額合計	655,300	304,789	112,430	3,402,130
寄附者	寄附月	寄附金額	備考(用途等(予定))																																																																	
①一般	R5.6	10,000,000	御井小・山川小																																																																	
②一般	R5.7	26,959	大橋小																																																																	
③一般	R5.9	500,000	南筑高校																																																																	
④(株)小塩建築設計事務所	R5.11	100,000	山本小																																																																	
⑤久留米間税会	R5.12	100,000	通常積立																																																																	
⑥R6.1～R6.3見込	R6.1～R6.3(見込)	500,000	概算																																																																	
<b>合計</b>	<b>R6.3時点見込</b>	<b>11,226,959</b>	<b>R5予算額 921,000</b>																																																																	
	R1	R2	R3	R4																																																																
当初予算額	1,375,000	1,360,000	1,232,000	1,218,000																																																																
補正額	0	0	0	2,890,000																																																																
寄附金積立額	648,775	300,000	110,000	3,400,000																																																																
利子積立額	6,525	4,789	2,430	2,130																																																																
積立額合計	655,300	304,789	112,430	3,402,130																																																																

事業名等	事業費 千円	財 源			内 訳			令和5年度 当初予算額 千円
		国県支出 千円	地方 千円	源 千円	その他 千円	一般財源 千円		
<b>学校施設関連</b>  【学校施設課】  類別1— 養老2	259,298	69,012	189,600	686			345,932 (前倒し前)	
	(国) 学校施設環境改善交付金1/3 		国土強靱化債又は学校債100% 			◎小学校施設長寿命化事業 ○校舎外壁改修(工事:1校) ○屋内運動場外壁改修(工事:1校) ○校舎便所改修(工事:2校) ○LED改修(工事:2校)		
	外壁のひび割れ		和式便所・濡れたタイル					
	57,594	9,645	47,300	649			80,600 (前倒し前)	
(国) 学校施設環境改善交付金1/3 		国土強靱化債又は学校債100%			◎小学校空調機整備事業 ○管理諸室等空調機更新(工事:6校)			
402,469	118,664	283,000	805			374,418 (前倒し前)		
(国) 学校施設環境改善交付金1/3		国土強靱化債又は学校債100%			◎中学校施設長寿命化事業 ○校舎外壁改修(工事:3校) ○江南中グラウンド関連改修(グラウンド・囲障は1期/2期工事) ○LED改修(工事:2校)			
767,046	129,979	635,000	2,067			75,576 (前倒し前)		
(国) 学校施設環境改善交付金1/3 		国土強靱化債又は学校債100%			◎中学校空調機整備事業 ○管理諸室等空調機更新(工事:3校) ○特別教室等空調機新設(工事:16校)			

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	内容	令和5年度 当初予算額 千円
		国県支 千円	地方 千円	その他 千円			
款項目：10-7-2 <b>体育施設維持補修事業</b> (体育スポーツ課)	27,629	6,341	21,200	88	◎田丸アリーナ照明設備改修及び屋内照明更新工事 施設の老朽化に伴い受電設備の改修をするもの。併せてアリーナ照明のLED 工事を行い、脱炭素化や維持補修費の削減を図るもの。 なお、国の補正予算(学校施設環境改善交付金)を活用し、令和5年度に事業 を前倒して実施する。	0	
				国補正による 令和6年度予算前倒し			
							

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

## 第 2 号 議 案

令和 6 年度教育費予算に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 6 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

令和 6 年度教育費予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和 6 年度教育費予算に係る意見の申出の臨時代理について

令和 6 年度教育費予算に係る意見の申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

令和 6 年度教育費予算に係る意見の申出について

令和 6 年度教育費予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算（抜粋）

歳出

款	項	金額
		千円 14,606,955
	1 教育総務費	2,221,053
	2 小学校費	3,088,739
	3 中学校費	1,789,690
10 教育費	4 特別支援学校費	298,092
	5 高等学校費	1,488,269
	6 社会教育費	4,607,149
	7 保健体育費	1,113,963

第2表 継続費（抜粋）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	諏訪中学校 改築事業	3,354,320	令和6年度	489,351
				令和7年度	2,633,484
				令和8年度	231,485
	6 社会教育費	えーるピア久留米 施設整備事業	873,154	令和6年度	393,813
				令和7年度	479,341

第3表 繰越明許費（抜粋）

款	項	事業名	金額
10 教育費	6 社会教育費	生涯学習センター維持補修事業にかかる修繕料	131,120 千円

第4表 債務負担行為（抜粋）

事項	期間	限度額
G I G A スクールの情報通信ネットワーク及び端末運用保守業務委託料	令和6年度から令和7年度まで	72,204 千円
電子メール環境整備業務委託料	令和6年度から令和11年度まで	6,298
小学校学力調査委託料	令和7年度から令和11年度まで	10,318
小学校給食調理委託料	令和7年度から令和11年度まで	859,275
小学校給食支援事業費補助金	令和7年度	46,024
小学校看護師派遣委託料	令和7年度	13,985
中学校給食調理委託料	令和7年度から令和11年度まで	70,760

事項	期間	限度額
中学校給食支援事業費補助金	令和7年度	44,000
特別支援学校給食調理委託料	令和7年度から令和11年度まで	148,525
特別支援学校給食支援事業費補助金	令和7年度	1,642
特別支援学校看護師派遣委託料		89,000
史跡整備基本計画等策定業務委託料	令和6年度から令和7年度まで	7,216
生涯学習センター等指定管理料	令和7年度から令和11年度まで	900,436
北野複合施設指定管理料 (北野図書館維持管理分)	令和7年度から令和11年度まで	47,300
体育施設・指城指定島地管理料	令和7年度から令和11年度まで	407,020
中学校給食センター運営業務委託料	令和6年度から令和11年度まで	1,925,000

第5表 地方債（抜粋）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育センター整備事業	千円 43,900	普通貸借又は証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
義務教育施設整備事業	535,900			
高等学校施設整備事業	74,500			
社会教育施設整備事業	839,200			
保健体育施設整備事業	84,000			



# 令和6年度予算 教育部 基本方針

## 目 標

- 1 全ての子どもたちに対する**学力の保障と向上**、確かな学びの機会の提供
- 2 いじめなど子どもが抱える困りごとや不登校について、周囲が早期に気付き、**きめ細かく支援**できる安全安心な教育環境づくり
- 3 **小学校の統合**による、より良い教育環境の実現
- 4 安全安心な学校施設の整備と老朽化した校舎の**計画的な改築**
- 5 教育ICTを効果的に活用した**魅力ある学び**の提供  
教員の働きがいの向上と**働き方改革**の推進

連携 2 | 施策 1

## 背景・課題

子ども基本法の施行による**子どもの権利**の尊重

**不登校の急増**が示す学びの多様化と居場所のニーズの高まり

いじめなど**子どもの困りごと**が多様化・複雑化  
深刻化・潜在化

発達障害等の子ども増加により**特別支援教育**のニーズが増大

将来予測が**困難な時代**において、**未来に向け自ら社会を創り出す力**の育成が重要に

児童生徒の少子化、**偏在化**と学校施設の深刻な**老朽化**

教員の**多忙化**と担任不足の恐れもある**厳しい教員不足**

ICTを活用した**個別最適な学び**と**協働的な学び**の推進

**外国人児童生徒の増加**と母語の多様化

## 基本方針

- ▶ 子ども一人ひとりが個性と能力に応じて社会に参画し、活躍できるようにするため「特色ある学校づくり」「外国人の子どもの学びの支援」「ICTを活用した授業改善」を通して、**学力の保障と向上**を進めます。
- ▶ **安全で安心**して学べる、**子どもの権利が尊重**された教育環境づくりを目指して「自己肯定感や自己有用感の育成」「子どもの自己決定の場の確保」「個性や多様性を認め合う学校づくり」に取り組みます。
- ▶ 子どもの困りごとを早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、**いじめ防止や不登校対応、発達障害の支援等**に応じた専門家（弁護士・医師・SC・SSW等）や地域人材の活用による支援に取り組みます。
- ▶ より良い教育環境を実現するための**小学校統合と老朽化した学校施設への対応**を関連付けながら取り組みます。
- ▶ 教員の**働きがい改革と働き方改革**に取り組み、子どもと向き合う時間を確保しながら教員自身も成長できる環境づくりを進めます。

学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

楽しい学校【安全・安心な学び舎】

教育に関する大綱  
市教育振興プラン

笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

# 令和6年度予算 市民文化部 基本方針

## 1. 直面する課題

- ▲市税収入の確保・市民サービスの向上
- ▲市民の文化芸術・生涯学習・スポーツ活動の活性化
- ▲歴史遺産のさらなる活用・魅力向上
- ▲公共施設の老朽化

## 背景

市民ニーズとライフスタイルの多様化 人口減少・少子高齢社会の進展  
行政のデジタル化によるサービスの多様化 災害復旧 人生100年時代  
文化芸術・スポーツ立国実現への動き

## 2. 基本方針

- ▲市民生活に最も密接に関連する業務を所管する部局として、急速に進むデジタル化に対応しつつ、社会経済状況や市民ニーズの変化への確に対処する。
- ▲市政の重要テーマ「心豊かな市民生活を創造するまち」の実現に向け、市民が地域に愛着や誇りを感じながら鑑賞・活動できる、文化芸術、生涯学習及びスポーツ等の魅力ある事業を、人材育成・担い手育成の視点で踏まえながら戦略的に進めていく。
- ▲郷土の歴史を未来へ継承するために、歴史資源の適正な保存と効果的な活用に取り組み、その魅力を様々な媒体を駆使して多方面に向けて発信していく。
- ▲文化施設、生涯学習施設、体育施設等を適切に維持管理し、市民サービスの提供していく。

## ①市税収入の安定的な確保と市民サービスの充実・向上

- (1) **市税の収納率向上に係る取組強化**  
持続可能な賦課業務体制の構築及び納付環境の整備、初期滞納対応
- (2) **マイナンバーカード関連業務の安定運用及び法改正への対応**  
業務体制の確保と戸籍等関連法改正に伴うシステム改修
- (3) **市民サービスの向上及び窓口の混雑緩和**  
コンビニ交付のさらなる促進とキャッシュレス決済の運用

## ③生涯学習・スポーツの振興と歴史遺産の保存・活用

- (1) **生涯学習の推進、スポーツ人口増加の取り組みやアスリート支援**  
校区での生涯学習活動支援、スポーツ機会の提供とジュニアアスリート支援
- (2) **歴史遺産の保存・活用の推進**  
国府整備基本計画の策定、「筑後川遺産」を活用した歴史ルートづくり推進
- (3) **市民の自己学習の場としての図書館づくり**  
電子図書館の活用による市民の利便性向上、田主丸図書館出張所の運用

## ②文化芸術活動の推進

- (1) **魅力ある美術館・音楽によるまちづくりの推進**  
展覧会の実施と市民に親しまれる石橋文化センターの運営、音楽アターティストの発掘・育成や音楽イベントの開催、共同ホール閉館後の適切な活動支援
- (2) **シティプラザを最大限活用した文化・活力の創造**  
情報発信と安心・快適なサービスを提供するための施設運営、多様な話題性のある自主・提携事業の開催による賑わい創出と地域経済の活性化

## ④公共施設の適切な管理

- (1) **公共施設の維持・補修**  
休館中の「そよ風ホール」の復旧に向けた調査検討及び基本設計等を実施
- (2) **公共施設の集約化**  
所管する文化施設、生涯学習施設、体育施設等について、市公共施設総合管理基本計画の内容を踏まえた計画的な改修や集約化に取り組み

## R6年度教育費 予算の状況

(単位:千円)

項目	R6予算 (A)	R5当初予算 (B)	比較		今年度の財源内訳			
			増減額(A-B)	増減率(%)	特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1 教育総務費	2,221,053	2,210,077	10,976	0.5	44,441	43,900	421,921	1,710,791
1 教育委員会費	8,080	8,080	0	0.0	0	0	0	8,080
2 事務局費	2,117,856	2,170,345	-52,489	-2.4	44,441	0	420,921	1,652,494
3 教育センター費	95,117	31,652	63,465	200.5	0	43,900	1,000	50,217
2 小学校費	3,088,739	2,964,042	124,697	4.2	117,626	169,400	98,521	2,703,192
1 学校管理費	2,219,816	2,257,383	-37,567	-1.7	99,520	169,400	60,521	1,890,375
2 教育振興費	863,086	692,720	170,366	24.6	18,106	0	36,000	808,980
3 学校建設費	5,837	13,939	-8,102	-58.1	0	0	2,000	3,837
3 中学校費	1,789,690	1,422,751	366,939	25.8	216,805	366,500	108,247	1,098,138
1 学校管理費	784,991	902,347	-117,356	-13.0	88,000	55,100	44,127	597,764
2 教育振興費	502,824	511,639	-8,815	-1.7	17,109	0	60,120	425,595
3 学校建設費	501,875	8,765	493,110	5,625.9	111,696	311,400	4,000	74,779
4 特別支援学校費	298,092	338,945	-40,853	-12.1	17,309	0	276	280,507
1 学校管理費	219,075	261,988	-42,913	-16.4	3,674	0	276	215,125
2 教育振興費	79,017	76,957	2,060	2.7	13,635	0	0	65,382
3 学校建設費	0	0	0	0.0	0	0	0	0
5 高等学校費	1,488,269	1,419,716	68,553	4.8	243	74,500	16,007	1,397,519
1 高等学校管理費	1,481,742	1,413,632	68,110	4.8	0	74,500	16,007	1,391,235
2 教育振興費	6,527	6,084	443	7.3	243	0	0	6,284
3 学校建設費	0	0	0	0.0	0	0	0	0
6 社会教育費	4,607,149	4,417,726	189,423	4.3	346,337	839,200	268,493	3,153,119
1 社会教育総務費	2,458,390	2,697,076	-238,686	-8.8	106,297	223,700	235,432	1,892,961
2 生涯学習センター費	953,983	597,361	356,622	59.7	226,478	394,700	0	332,805
3 図書館費	254,475	254,317	158	0.1	0	47,900	2,059	204,516
4 教育集会所費	68,390	57,003	11,387	20.0	1	13,700	0	54,689
5 田主丸複合文化施設費	52,230	97,517	-45,287	-46.4	0	0	0	52,230
6 城島総合文化センター費	163,780	105,494	58,286	55.3	1,000	97,000	3,000	62,780
7 城島ふれあいセンター費	14,514	17,860	-3,346	-18.7	1	0	0	14,513
8 久留米シティプラザ費	641,387	591,098	50,289	8.5	12,560	62,200	28,002	538,625
7 保健体育費	1,113,963	1,097,803	16,160	1.5	0	84,000	25,856	1,004,107
1 保健体育総務費	206,377	171,390	34,987	20.4	0	0	25,856	180,521
2 体育施設費	379,628	384,867	-5,239	-1.4	0	46,600	0	333,028
3 学校給食共同調理場費	527,958	541,546	-13,588	-2.5	0	37,400	0	490,558
教育費 合計	14,606,955	13,871,060	735,895	5.3	742,761	1,577,500	939,321	11,347,373
一般会計 合計	146,400,000	144,870,000	1,530,000	1.1	43,203,184	7,705,700	12,081,086	83,410,030

# ◇◇◇ 10 款 教育費 ◇◇◇

## [1項 教育総務費]

### 2目 事務局費

○ 私立幼稚園助成		13,345 千円															
・心身障害児教育費補助		7,800 千円															
・運営費等補助		2,772 千円															
・研修事業費補助		2,229 千円															
○ 教科等教育研究推進事業		3,418 千円															
○ 教育ICT活用事業		293,677 千円															
<p>国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台のコンピュータ端末とネットワーク環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを推進する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">◇教育ICT環境の維持運用</td> <td style="width: 85%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">128,438 千円</td> </tr> <tr> <td>◇教員のICT活用支援</td> <td></td> <td style="text-align: right;">40,866 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">教員の効果的なICT活用を図るため、ICT支援員の配置や中学校でデジタル採点ソフトの導入等を行う。</td> </tr> <tr> <td>    ・デジタル採点ソフトの導入【新規】</td> <td></td> <td style="text-align: right;">4,122千円</td> </tr> <tr> <td>◇授業支援及び学習ドリルソフトの活用</td> <td></td> <td style="text-align: right;">35,796 千円</td> </tr> </tbody> </table>			◇教育ICT環境の維持運用		128,438 千円	◇教員のICT活用支援		40,866 千円	教員の効果的なICT活用を図るため、ICT支援員の配置や中学校でデジタル採点ソフトの導入等を行う。			・デジタル採点ソフトの導入【新規】		4,122千円	◇授業支援及び学習ドリルソフトの活用		35,796 千円
◇教育ICT環境の維持運用		128,438 千円															
◇教員のICT活用支援		40,866 千円															
教員の効果的なICT活用を図るため、ICT支援員の配置や中学校でデジタル採点ソフトの導入等を行う。																	
・デジタル採点ソフトの導入【新規】		4,122千円															
◇授業支援及び学習ドリルソフトの活用		35,796 千円															
○ 情報教育推進事業		6,646 千円															
○ 学校ICT環境整備事業		225,104 千円															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">◇新校務支援システム等の維持運用</td> <td style="width: 85%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">202,218 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">新校務支援システムの運用を開始することにより、教育情報の安全で適正な管理や教職員の負担軽減及び利便性の向上による働き方改革を推進する。</td> </tr> </tbody> </table>			◇新校務支援システム等の維持運用		202,218 千円	新校務支援システムの運用を開始することにより、教育情報の安全で適正な管理や教職員の負担軽減及び利便性の向上による働き方改革を推進する。											
◇新校務支援システム等の維持運用		202,218 千円															
新校務支援システムの運用を開始することにより、教育情報の安全で適正な管理や教職員の負担軽減及び利便性の向上による働き方改革を推進する。																	
○ 就学相談事業		1,764 千円															
○ 学校人権・同和教育事業		19,775 千円															
○ 学校訪問看護支援事業		3,553 千円															
○ 発達障害支援事業		4,492 千円															
○ 外国人等児童生徒サポート事業		10,285 千円															
<p>外国人等の児童生徒の増加を踏まえ、当該児童生徒とのコミュニケーションや授業などの学校活動を支援するためのスタッフを配置する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">◇外国人等児童生徒サポーターの配置</td> <td style="width: 85%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">10,285 千円</td> </tr> </tbody> </table>			◇外国人等児童生徒サポーターの配置		10,285 千円												
◇外国人等児童生徒サポーターの配置		10,285 千円															

○ 教育支援総合対策事業 4,673 千円

いじめや不登校などの様々な課題への対応に関して、専門家等の知見を活かした教育相談体制の充実を図り、子どもたちが安心して学ぶ教育環境づくりを進める。

- ◇学校問題相談・課題対応(弁護士・医師等への謝金) 530 千円
- ◇SC・SSWスーパーバイザー謝金 1,565 千円
- ◇いじめ等防止対策委員会 1,137 千円  
いじめ防止の対策及び重大事態等に関して、弁護士等の専門家で構成する委員会で調査審議を行う。
- ◇(仮称)不登校対応推進委員会【新規】 237 千円  
久留米市不登校対応方針に沿って、効果的に取組を進めるため、不登校関係者等による委員会を設置する。
- ◇不登校対応研修会 150 千円  
不登校関係者等による研修を行い、教職員の理解及びスキル向上を図る。

○ 教育支援教室らるご久留米運営事業 11,973 千円

- ・対象年齢の拡充に向けた体制強化【新規】 2,814 千円

○ 久留米市奨学金 17,876 千円

○ 学校保健会助成 2,414 千円

○ 学校給食会助成 25,043 千円

○ 子どものための働き方改革推進事業 30,036 千円

教員の業務改善及び負担軽減を推進することによって、子どもに向き合う時間の確保等を図るため、教員業務支援員を全小・中・特別支援学校に配置する。

- ◇教員業務支援員の配置 30,036 千円

**3目 教育センター費**

○ 教職員研修事業 15,790 千円

○ 教育活動支援事業 1,845 千円

○ 教育課題研究事業 493 千円

○ 教育センター施設改修事業 58,830 千円

- ・トイレ改修 58,590 千円

**[2項 小学校費]**

**1目 学校管理費**

○ 小学校ICT環境整備事業 52,095 千円

○ 小学校図書館図書整備事業 12,971 千円

○ 小学校学力・生活実態調査事業 9,308 千円

○ 小学校外国語指導助手活用事業 44,699 千円

【新規】 小学校統合事業

45,582 千円

青峰小学校と高良内小学校の統合を円滑に行い、児童が安全安心な学校生活を送ることができるようにするための事業を実施する。

◇小学校統合準備協議会	507 千円
◇学校施設改修	33,916 千円
◇交流事業の実施	1,298 千円
◇引越及び閉校式典費用	2,400 千円

○ 城島小学校スクールバス運行事業 26,398 千円

○ 小学校施設維持管理事業 119,285 千円

○ 小学校施設長寿命化事業 111,967 千円

学校施設の長寿命化を図るため、施設の改修を計画的に実施する。

◇校舎外壁改修事業(大城小)	2,477 千円
◇校舎防水改修事業(南薫・上津・安武・大善寺・弓削小)	83,000 千円
◇LED改修事業(鳥飼小)	26,490 千円

○ 小学校給食の充実 637,901 千円

・小学校給食調理委託・修繕等 637,901 千円

○ 小学校給食室環境維持推進事業 13,841 千円

○ 小学校給食支援事業 92,048 千円

国の交付金を活用し、保護者の家計支援を図るため、給食費の一部について助成を行う。(中学校、特別支援学校も同様に実施)

◇学校給食支援事業費補助金	92,048 千円
---------------	-----------

**2目 教育振興費**

○ 就学援助費 286,529 千円

○ 小学校図書活動の推進 106,877 千円

○ 小学校事務支援事業 66,300 千円

○ 小学校人権・同和教育事業 1,188 千円

○ 小学校指導書等購入事業 139,459 千円

○ 小学校通級指導教室充実事業 31,083 千円

○ 小学校スクールカウンセラー活用事業 6,702 千円

○ 小学校特別支援教育支援員活用事業 130,210 千円

○ 医療的ケア対応事業 10,892 千円

○ 小学校コミュニティ・スクール推進事業 20,038 千円

○ 小学校くるめ学力アップ推進事業 3,800 千円

- 小学校不登校対応総合推進事業 23,647 千円

### 3目 学校建設費

- 小学校施設の整備・充実 5,837 千円
- ・耐力度調査の実施(安武小) 2,837 千円

## [3項 中学校費]

### 1目 学校管理費

- 中学校ICT環境整備事業 22,584 千円
- 中学校図書館図書整備事業 11,424 千円
- 中学校学力・生活実態調査事業 7,601 千円
- 中学校外国語指導助手活用事業 44,699 千円
- 中学校施設維持管理事業 34,943 千円
- 中学校施設長寿命化事業 51,073 千円

学校施設の長寿命化を図るため、施設の改修を計画的に実施する。

- ◇校舎便所改修事業(城南・牟田山中) 7,222 千円
- ◇LED改修事業(櫛原・高牟礼・北野中) 43,851 千円

- 中学校給食の充実 31,725 千円
- ・中学校給食調理委託・修繕等 31,725 千円
- 中学校給食室環境維持推進事業 2,173 千円
- 中学校給食支援事業 88,000 千円

### 2目 教育振興費

- 就学援助費 242,120 千円
- 中学校図書活動の推進 41,197 千円
- 中学校事務支援事業 31,311 千円
- 中学校区人権教育・啓発推進事業 6,600 千円
- 中学校人権・同和教育事業 475 千円
- 中学校部活動活性化事業 22,619 千円
- 中学校通級指導教室充実事業 6,153 千円
- 中学校スクールカウンセラー活用事業 9,828 千円
- 中学校特別支援教育支援員活用事業 29,399 千円

○ 医療的ケア対応事業	11,620 千円
○ 生徒指導充実事業	18,215 千円
○ 未来の地域リーダー育成プログラム事業	1,323 千円
○ 中学校コミュニティ・スクール推進事業	6,643 千円
○ 中学校くるめ学力アップ推進事業	5,282 千円
○ 中学校英語教育充実事業	14,251 千円
○ 中学校不登校対応総合推進事業	38,627 千円

### **3目 学校建設費**

○ 中学校施設の整備・充実	4,587 千円
・耐力度調査の実施(櫛原中)	4,087 千円
○ 諏訪中学校校舎改築事業(令和6年度～8年度 継続費 3,354,320千円)	497,288 千円

## **[4項 特別支援学校費]**

### **1目 学校管理費**

○ 特別支援学校教職員研修事業	1,744 千円
○ 特別支援学校ICT環境整備事業	4,147 千円
○ 特別支援学校施設維持管理事業	2,850 千円
○ スクールバス運行事業	118,390 千円
○ 特別支援学校給食の充実	27,058 千円
・特別支援学校給食調理委託・修繕等	27,058 千円
○ 特別支援学校給食支援事業	3,284 千円

### **2目 教育振興費**

○ 就学援助費	686 千円
○ 特別支援学校図書活動の推進	2,427 千円
○ 特別支援学校事務支援事業	1,735 千円
○ 特別支援教育進路指導事業	5,569 千円
○ 特別支援学校スクールカウンセラー活用事業	454 千円
○ 医療的ケア対応事業	40,673 千円

## [5項 高等学校費]

### 1目 高等学校管理費

○ 久留米市外三市町高等学校組合負担金	211,153 千円
○ 高等学校施設維持管理事業	2,910 千円
○ 高等学校施設長寿命化事業	83,195 千円
学校施設の長寿命化を図るため、施設の改修を計画的に実施する。	
◇ 屋内運動場外壁改修事業(南筑)	4,473 千円
◇ 屋内運動場床改修事業(久留米商業)	78,722 千円
○ 校内情報ネットワークの整備	9,156 千円
○ IT活用教育推進	18,446 千円
○ がんばる久留米の市立高校応援事業	375 千円

### 2目 教育振興費

○ 高等学校人権・同和教育事業	238 千円
-----------------	--------

## [6項 社会教育費]

### 1目 社会教育総務費

○ 地域生涯学習振興事業	70,803 千円
・ 青少年学校外活動支援事業費助成	10,350 千円
・ 校区生涯学習振興事業費助成	28,634 千円
・ 地域力アップセミナー	300 千円
○ 社会教育団体支援事業	19,834 千円
・ 少年団体助成	3,084 千円
・ 女性団体助成	3,067 千円
・ LLネットコアくるめ助成	11,757 千円
○ 体験活動推進事業	4,817 千円
・ 少年の翼事業助成	2,900 千円
・ わくわく遊友体験事業助成	810 千円
○ 久留米市生きがい健康づくり財団助成	87,698 千円
○ 社会人権・同和教育事業	22,822 千円
○ PTA連合会助成	2,920 千円

○ 文化施設整備事業		22,084 千円
○ 文化施設維持補修事業		9,207 千円
○ 市民文化活動助成		14,040 千円
・久留米連合文化会	4,000 千円	
・久留米市総合美術展	2,900 千円	
・市民オーケストラ	900 千円	
・久留米ちくご大歌舞伎	900 千円	
○ 個性を生かす文化事業		900 千円
・石橋正二郎名誉市民顕彰事業費補助金	900 千円	
○ 市民文化振興体制の充実事業		312,866 千円
・(公財)久留米文化振興会助成	302,516 千円	
○ 人材育成・情報発信事業		8,298 千円
○ 音楽によるまちづくり推進事業		12,285 千円
<p>◇音楽によるまちづくり推進事業費補助金 4,558 千円  市民の音楽鑑賞や演奏機会の創出を図り、音楽の力により人と街を元気にするため、市の音楽分野をリードする人材を中心として組織された、市民参加型の音楽イベントを実施する実行委員会の活動を支援する。</p>		
○ 美術館事業		294,923 千円
・美術館指定管理料	199,432 千円	
・美術品購入費	80,000 千円	
・美術振興基金積立金	11,875 千円	
○ 文化創造事業		47,416 千円
・多様で上質な鑑賞事業	17,504 千円	
・子ども事業・普及啓発事業	10,857 千円	
○ 歴史ルートづくり事業		4,505 千円
○ 筑後国府跡歴史公園整備事業		209,551 千円
○ 歴史的建造物保存整備事業		5,845 千円
○ 史跡等環境整備活用事業		16,873 千円
○ 文化財施設維持補修事業		7,098 千円
○ 発掘調査事業		152,210 千円
○ 埋蔵文化財センター事業		2,514 千円
○ 文化財保護団体等育成事業		1,012 千円
○ 坂本繁二郎生家活用事業		287 千円
○ 歴史資料保存活用事業		10,855 千円

- 有馬記念館活用事業 9,787 千円

## 2目 生涯学習センター費

- 生涯学習センターの管理運営 234,721 千円
  - ・デジタルサイネージ設置業務【新規】 1,730 千円
- 生涯学習センター附帯施設の管理運営 18,293 千円
- 生涯学習センター活用事業 5,676 千円
- 生涯学習センター維持補修事業 695,293 千円
  - ・北野生涯学習センター本館大ホール移動観覧席改修 37,675 千円
  - ・三潁生涯学習センター玄関改修 6,500 千円
  - ・えーるピア久留米ZEB化施工監理・改修工事 (令和6年度～7年度 継続費 873,154千円) 393,813 千円

## 3目 図書館費

- 図書館運営費 131,558 千円
- 図書館整備事業 1,891 千円
- 図書資料整備充実事業 52,253 千円
- 図書館福祉サービスボランティア活動促進事業 976 千円
- 子どもの読書環境整備事業 4,890 千円
- 図書館維持補修事業 58,683 千円
  - ・図書資料配送用エレベーター更新 26,082 千円
- 電子図書館運用事業 4,224 千円

## 4目 教育集会所費

- 教育集会所整備事業 16,714 千円

## 5目 田主丸複合文化施設費

- そよ風ホール維持補修事業 22,000 千円
 

◇そよ風ホール災害復旧工事に係る調査検討業務【新規】 22,000千円  
 復旧計画や設計のための仕様書を作成し、効果的な復旧方法について検討を行う。
- そよ風ホール活用事業 1,230 千円
  - ・そよ風ホール企画運営事業実行委員会補助金 1,230 千円

## 6目 城島総合文化センター費

○ 城島総合文化センターの管理運営	51,417 千円
○ インガットホール活用事業	4,325 千円
○ 城島総合文化センター維持補修事業	108,038 千円
・インガットホール調光基盤交換修繕	78,760 千円

## 7目 城島ふれあいセンター費

○ 城島ふれあいセンターの管理運営	13,773 千円
○ 城島ふれあいセンター維持補修事業	741 千円

## 8目 久留米シティプラザ費

○ 久留米シティプラザ施設管理費	607,737 千円
◇施設管理費	466,288 千円
◇デジタルサイネージ更新【新規】	25,120 千円
老朽化に伴う更新に合わせ、観光案内所等に設置するデジタルサイネージと相互に情報掲載が可能なシステムを導入する。	
◇舞台施設運営費	116,329 千円
○ 久留米シティプラザ魅力向上・発信事業	6,532 千円
・広報宣伝活動費	5,335 千円
○ 久留米シティプラザ提携事業チケット等販売負担金	27,118 千円

## [7項 保健体育費]

### 1目 保健体育総務費

○ スポーツ大会振興事業	5,000 千円
・紫灘旗全国高校遠的弓道大会	1,200 千円
・久留米国際女子テニス大会	3,000 千円
・西日本ペアグラウンド・ゴルフ交歓大会	800 千円
○ スポーツ交流推進事業	4,962 千円
・久留米市スポーツ少年団	1,900 千円
○ MICE誘致推進事業	901 千円
○ 令和6年度全国高等学校総合体育大会	18,643 千円
○ スポーツ推進委員養成事業	8,207 千円
○ (公財)久留米市スポーツ協会助成	60,395 千円

## ○ 市民スポーツ推進事業

11,062 千円

◇ジュニアアスリート発掘・支援	5,595 千円
・トップアスリート、ネクストトップアスリート支援	2,782千円
・ジュニアアスリート褒賞	1,933千円
・ジュニアアスリートスポーツ講習会	308千円
・県タレント発掘事業受講者支援	572千円
◇スポーツ機会の提供・充実	2,710 千円
◇ホスタウンスポーツ交流	416 千円
◇障害者スポーツ普及促進	516 千円
◇観るスポーツの推進【新規】	1,725 千円
パリオリ・パラを始めとする大規模スポーツイベントにおいて、パブリックビューイングや市民応援デーを開催することにより、多くの市民と一緒に観て応援する機会を創出する。	

## ○ 保健体育総務費

18,437 千円

・学校体育施設開放管理委託	13,441 千円
---------------	-----------

**2目 体育施設費**

## ○ 保健体育施設費

346,900 千円

・体育施設指定管理料	139,922 千円
・久留米市民温水プール指定管理料	52,713 千円
・久留米総合スポーツセンター管理運営負担金	89,549 千円

## ○ 体育施設維持補修事業

32,728 千円

・西部地区体育館アリーナ床修繕	11,120 千円
・みづま総合体育館防犯カメラ修繕	9,747 千円
・北野テニスコート修繕	4,936 千円
・久留米総合スポーツセンター補助競技場コンデensa修繕	3,936 千円

**3目 学校給食共同調理場費**

## ○ 学校給食共同調理場の運営

527,958 千円

・中央学校給食共同調理場	377,275 千円
・田主丸学校給食共同調理場	150,683 千円

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

### 第3号議案

久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

教育長 井上謙介

#### 提案理由

久留米広域連携中枢都市圏を構成する市町で運用する電子図書館システムの導入に伴い、電子書籍の定義を行い、電子書籍を利用できる者を定めるとともに、条文及び様式中に使用している文言を整理するため、規則の一部を改正しようとするものである。

## 久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市立図書館条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「三瀧図書館」を「三瀧図書館」に改める。

第5条の見出しを「（利用の登録）」に改め、同条第3項中「交付し、資料を館外利用に供する」を「交付する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（電子書籍）

第5条の2 前条の規定にかかわらず、電子書籍（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により記録された文字、映像又は音であってインターネットにより利用可能なもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。以下同じ。）を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 前条第3項に規定する利用カードの交付を受けた者のうち、同条第2項第1号に該当する者
- (2) 久留米広域連携中枢都市圏を構成する市又は町（以下「構成市町」という。）の図書館利用カードの交付を受けた者のうち、構成市町に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者（前号に該当する者を除く。）
- (3) その他委員会が認めた者

第7条の見出し中「利用冊数」を「利用等の数」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「資料」の次に「（電子書籍を除く。以下第12条までにおいて同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 電子書籍の利用は、1回につき3点以内とし、利用期間は、利用に供した日から15日以内とする。

第12条第1項中「資料を」の次に「館外」を加え、同条第3項中「交付し、資料を館外利用に供する」を「交付する」に改める。

第13条の見出し中「利用冊数」を「利用の数」に改め、同条の表中「利用冊数」を「利用の数」に、「100冊」を「100」に、「200冊」を「200」に、「300冊」を「300」に改める。

第14条第3項中「まで」の次に「（第5条の2及び第7条第3項を除く。）」を加え、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第18条第1項中「資料」の次に「（電子書籍を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第1号様式中「明・大・昭・平」及び「へいせい」を削る。

第3号様式、第4号様式及び第6号様式中「あて」を「宛て」に改める。

第8号様式中「久留米市長 あて」を「久留米市教育委員会教育長 宛て」に改める。

第9号様式中「あて」を「宛て」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年3月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による書類で現に使用されているものは、この規則による改正後の様式によるものとみなす。



久留米市立図書館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市立図書館条例施行規則</p> <p>平成17年1月25日 久留米市教育委員会規則第1号</p> <p>改正 平成18年3月20日教育委員会規則第2号 平成21年2月24日教育委員会規則第2号 平成22年1月26日教育委員会規則第1号 平成22年8月1日教育委員会規則第12号 平成23年3月29日教育委員会規則第5号 平成27年3月30日教育委員会規則第7号 平成28年3月31日教育委員会規則第1号</p> <p>久留米市民図書館条例施行規則（昭和53年久留米市教育委員会規則第11号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市立図書館条例（昭和53年久留米市条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 条例第4条に規定するその他必要な職員とは、課長補佐、主査</p>	<p>○久留米市立図書館条例施行規則</p> <p>平成17年1月25日 久留米市教育委員会規則第1号</p> <p>改正 平成18年3月20日教育委員会規則第2号 平成21年2月24日教育委員会規則第2号 平成22年1月26日教育委員会規則第1号 平成22年8月1日教育委員会規則第12号 平成23年3月29日教育委員会規則第5号 平成27年3月30日教育委員会規則第7号 平成28年3月31日教育委員会規則第1号</p> <p>久留米市民図書館条例施行規則（昭和53年久留米市教育委員会規則第11号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市立図書館条例（昭和53年久留米市条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 条例第4条に規定するその他必要な職員とは、課長補佐、主査</p>

- その他の職員とする。
- 2 課長補佐及び主査は、上司の命を受け所属職員を指揮監督して所管の事務を処理する。
  - 3 所属職員は、上司の命を受けその担任事務に従事する。
  - 4 所属職員の事務分担は、館長が定める。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、久留米市立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）が特に必要があると認めたとときは、教育長の承認を得てこれを伸縮することができる。

名称	開館時間
中央図書館	午前10時から午後8時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については午前10時から午後6時まで
田主丸図書館、北野図書館、城島図書館及び三瀨図書館	午前10時から午後6時まで

(平18教規則2・平21教規則2・平22教規則1・平22教規則12・平23教規則5・一部改正)

(休館日)

- その他の職員とする。
- 2 課長補佐及び主査は、上司の命を受け所属職員を指揮監督して所管の事務を処理する。
  - 3 所属職員は、上司の命を受けその担任事務に従事する。
  - 4 所属職員の事務分担は、館長が定める。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、久留米市立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）が特に必要があると認めたとときは、教育長の承認を得てこれを伸縮することができる。

名称	開館時間
中央図書館	午前10時から午後8時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については午前10時から午後6時まで
田主丸図書館、北野図書館、城島図書館及び三瀨図書館	午前10時から午後6時まで

(平18教規則2・平21教規則2・平22教規則1・平22教規則12・平23教規則5・一部改正)

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（中央図書館について、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるとは除く。）

(2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）

(3) 館内整理日（毎月第4木曜日）

(4) 特別整理期間

2 中央図書館長が特に必要があると認められた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができう。この場合において久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

（平18教規則2・平21教規則2・平22教規則12・平2

3教規則5・一部改正）

（館外利用の手続）

第5条 図書館資料（以下「資料」という。）を館外で利用しようとする者は、利用登録申込書（第1号様式）に所要事項を記入し、身分又は住所を証明するものを提示して、委員会に登録の申込みをしなければならぬ。

2 前項の登録申込みができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（中央図書館について、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるとは除く。）

(2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）

(3) 館内整理日（毎月第4木曜日）

(4) 特別整理期間

2 中央図書館長が特に必要があると認められた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができう。この場合において久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

（平18教規則2・平21教規則2・平22教規則12・平2

3教規則5・一部改正）

（利用の登録）

第5条 図書館資料（以下「資料」という。）を館外で利用しようとする者は、利用登録申込書（第1号様式）に所要事項を記入し、身分又は住所を証明するものを提示して、委員会に登録の申込みをしなければならぬ。

2 前項の登録申込みができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者

- (2) 久留米広域市町村圏事務組合を構成する市又は町に居住する者
- (3) 久留米・鳥栖・小郡・基山三市一町図書館協力協議会を構成する市又は町に居住する者
- (4) 福岡県公共図書館等協議会北筑後地区協議会を構成する市、町又は村に居住する者
- 3 委員会が適当と認めて第1項の登録が完了した者には、利用カード(第2号様式)を交付し、資料を館外利用に供するものとする。
- (平21教規則2・平27教規則7・一部改正)

- (2) 久留米広域市町村圏事務組合を構成する市又は町に居住する者
- (3) 久留米・鳥栖・小郡・基山三市一町図書館協力協議会を構成する市又は町に居住する者
- (4) 福岡県公共図書館等協議会北筑後地区協議会を構成する市、町又は村に居住する者
- 3 委員会が適当と認めて第1項の登録が完了した者には、利用カード(第2号様式)を交付するものとする。
- (平21教規則2・平27教規則7・一部改正)

(電子書籍)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、電子書籍(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により記録された文字、映像、又は音であつてインターネットにより利用が可能なもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。以下同じ。)を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 前条第3項に規定する利用カードの交付を受けた者のうち、同条第2項第1号に該当する者
- (2) 久留米広域連携中枢都市圏を構成する市又は町(以下「構成市町」という。)の図書館利用カードの交付を受けた者のうち、構成市町に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者(前号に該当する者を除く。)
- (3) その他委員会が認めた者
- (利用カードの紛失等による届出等)

(利用カードの紛失等による届出等)

第6条 利用カードを紛失し、若しくは損傷し、又は図書利用登録申込事項に変更があったときは、速やかに委員会に届け出なければならぬ。

2 利用カードは、他人に譲渡し、又は不正に使用してはならない。

(館外利用冊数及び期間)

第7条 資料の館外利用は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 図書（資料のうち視聴覚資料を除いたものをいう。以下同じ。）

1回につき10冊以内

(2) 視聴覚資料 1回につき3点以内

2 資料の館外利用期間は、館外利用に供した日から15日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(館外利用に供しない資料)

第8条 次の各号に掲げる資料は、館外利用に供しない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 館内閲覧資料として委員会が指定した資料

(2) 官公報及び新聞

(特別館外利用)

第6条 利用カードを紛失し、若しくは損傷し、又は図書利用登録申込事項に変更があったときは、速やかに委員会に届け出なければならぬ。

2 利用カードは、他人に譲渡し、又は不正に使用してはならない。

(館外利用等の数及び期間)

第7条 資料（電子書籍を除く。以下第12条までにおいて同じ。）の館外利用は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 図書（資料のうち視聴覚資料を除いたものをいう。以下同じ。）

1回につき10冊以内

(2) 視聴覚資料 1回につき3点以内

2 資料の館外利用期間は、館外利用に供した日から15日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 電子書籍の利用は、1回につき3点以内とし、利用期間は、利用に供した日から15日以内とする。

(館外利用に供しない資料)

第8条 次の各号に掲げる資料は、館外利用に供しない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 館内閲覧資料として委員会が指定した資料

(2) 官公報及び新聞

(特別館外利用)

<p>第9条 公務、研究その他特別の理由で資料を利用しようとする者は、第5条、第7条及び前条の規定にかかわらず、委員会の許可を得て館外利用（以下「特別館外利用」という。）をすることができる。</p> <p>2 特別館外利用をしようとする者は、特別館外利用申込書（第3号様式）により申し込みしなければならない。</p> <p>（資料の複写）</p> <p>第10条 資料を複写しようとする者は、図書館資料複写申込書（第4号様式）により委員会に申し込みなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する資料は、複写をすることができる。</p> <p>い。</p> <p>(1) 著作権法（昭和45年法律第48号）第31条各号に規定する場合に該当しないもの</p> <p>(2) 複写により資料に損傷をきたすおそれがあるもの</p> <p>(3) 委員会が、複写をすることを不適當と認めるもの</p> <p>（団体利用）</p> <p>第11条 図書館は、市内の各種機関又は団体等に資料の提供を行う。</p> <p>（団体利用の手続）</p> <p>第12条 前条の規定により、団体が資料を利用しようとする者は、団体利用登録申込書（第5号様式）に所要事項を記入し、委員会に登録の申込みをしなければならない。</p> <p>2 前項の申込みができるものは、属する者の数が5人以上の団体とす</p>	<p>第9条 公務、研究その他特別の理由で資料を利用しようとする者は、第5条、第7条及び前条の規定にかかわらず、委員会の許可を得て館外利用（以下「特別館外利用」という。）をすることができる。</p> <p>2 特別館外利用をしようとする者は、特別館外利用申込書（第3号様式）により申し込みなければならない。</p> <p>（資料の複写）</p> <p>第10条 資料を複写しようとする者は、図書館資料複写申込書（第4号様式）により委員会に申し込みなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する資料は、複写をすることができる。</p> <p>い。</p> <p>(1) 著作権法（昭和45年法律第48号）第31条各号に規定する場合に該当しないもの</p> <p>(2) 複写により資料に損傷をきたすおそれがあるもの</p> <p>(3) 委員会が、複写をすることを不適當と認めるもの</p> <p>（団体利用）</p> <p>第11条 図書館は、市内の各種機関又は団体等に資料の提供を行う。</p> <p>（団体利用の手続）</p> <p>第12条 前条の規定により、団体が資料を<u>館外</u>利用しようとする者は、団体利用登録申込書（第5号様式）に所要事項を記入し、委員会に登録の申込みをしなければならない。</p> <p>2 前項の申込みができるものは、属する者の数が5人以上の団体とす</p>
--	--

る。

3 委員会が適当と認めた第1項の登録が完了した者（以下「団体利用者」という。）には、利用カードを交付し、資料を館外利用に供するものとする。

（平28教委規則1・一部改正）

（団体利用者の館外利用冊数及び利用期間）

第13条 第7条の規定にかかわらず、団体利用者の館外利用冊数及び期間については、次のとおりとする。

団体に属する者の数	館外利用冊数（1回につき）	館外利用期間
100人まで	100冊以内	館外利用に供した日から90日以内
101人から200人まで	200冊以内	
201人以上	300冊以内	

（平28教委規則1・一部改正）

（移動図書館）

第14条 市民の読書活動を推進するため、移動図書館（市内を移動図書館車で巡回し、図書の貸出しその他の業務を行うことをいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 移動図書館の巡回日程及び場所については、中央図書館長が別に定める。

る。

3 委員会が適当と認めた第1項の登録が完了した者（以下「団体利用者」という。）には、利用カードを交付するものとする。

（平28教委規則1・一部改正）

（団体利用者の館外利用の数及び利用期間）

第13条 第7条の規定にかかわらず、団体利用者の館外利用の数及び期間については、次のとおりとする。

団体に属する者の数	館外利用の数（1回につき）	館外利用期間
100人まで	100以内	館外利用に供した日から90日以内
101人から200人まで	200以内	
201人以上	300以内	

（平28教委規則1・一部改正）

（移動図書館）

第14条 市民の読書活動を推進するため、移動図書館（市内を移動図書館車で巡回し、図書の貸出しその他の業務を行うことをいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 移動図書館の巡回日程及び場所については、中央図書館長が別に定める。

3 第5条から第8条までの規定は、移動図書館について準用する。この場合において、第7条第2項中「15日以内」とあるのは「30日以内」と読み替えるものとする。

(会議室の利用の手続)

第15条 条例第6条の規定により会議室の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ、会議室利用（利用変更）許可申込書（第6号様式）を提出し、委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 委員会は、前項の申請を許可したときは、会議室利用（利用変更）許可書（第7号様式）を交付する。許可した事項の変更を許可する場合も、同様とする。

(利用の制限)

第16条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 風紀を害し、秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 管理上支障があるとき。

(資料の寄贈)

第17条 資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈申込書（第8号様式）に所要事項を記入し、目録を添えて委員会の承認を得るものとする。

3 第5条から第8条まで（第5条の2及び第7条第3項を除く。）の規定は、移動図書館について準用する。この場合において、第7条第2項中「15日以内」とあるのは、「30日以内」と読み替えるものとする。

(会議室の利用の手続)

第15条 条例第6条の規定により会議室の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ、会議室利用（利用変更）許可申込書（第6号様式）を提出し、委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 委員会は、前項の申請を許可したときは、会議室利用（利用変更）許可書（第7号様式）を交付する。許可した事項の変更を許可する場合も、同様とする。

(利用の制限)

第16条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 風紀を害し、秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 管理上支障があるとき。

(資料の寄贈)

第17条 資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈申込書（第8号様式）に所要事項を記入し、目録を添えて委員会の承認を得るものとする。

<p>(資料の寄託)</p> <p>第18条 資料を寄託しようとする者は、図書館資料寄託申込書(第9号様式)に所要事項を記入し、目録を添えて委員会の承認を得るものとする。</p> <p>2 図書館は、資料の寄託を受けたときは、他の図書と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。</p> <p>3 寄託資料が天災その他避けられない事由により滅失し、又は毀損した場合は、図書館は、その責めを負わない。</p> <p>4 委員会は、資料の寄託者に図書館資料寄託証(第10号様式)を交付する。</p> <p>5 委員会は、寄託者から寄託資料の返還請求がなされた場合は、速やかに寄託資料を返還するものとする。</p> <p>(館外利用の停止等)</p> <p>第19条 委員会は第6条第2項、第7条及び第13条の規定に違反した者に対しては、一定期間館外利用を停止し、又は利用カードを無効とし、若しくは利用カードの再交付をしない等の措置をとることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>(資料の寄託)</p> <p>第18条 資料(電子書籍を除く。以下この条において同じ。)を寄託しようとする者は、図書館資料寄託申込書(第9号様式)に所要事項を記入し、目録を添えて委員会の承認を得るものとする。</p> <p>2 図書館は、資料の寄託を受けたときは、他の図書と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。</p> <p>3 寄託資料が天災その他避けられない事由により滅失し、又は毀損した場合は、図書館は、その責めを負わない。</p> <p>4 委員会は、資料の寄託者に図書館資料寄託証(第10号様式)を交付する。</p> <p>5 委員会は、寄託者から寄託資料の返還請求がなされた場合は、速やかに寄託資料を返還するものとする。</p> <p>(館外利用の停止等)</p> <p>第19条 委員会は第6条第2項、第7条及び第13条の規定に違反した者に対しては、一定期間館外利用を停止し、又は利用カードを無効とし、若しくは利用カードの再交付をしない等の措置をとることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>
---	---

<p>1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 この規則の施行の日前に、改正前の久留米市民図書館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p>	<p>2 この規則の施行の日前に、改正前の久留米市民図書館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p>
<p>3 この規則の施行の際改正前の久留米市民図書館条例施行規則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、適宜修正の上、この規則の様式とみなして使用することができる。</p>	<p>3 この規則の施行の際改正前の久留米市民図書館条例施行規則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、適宜修正の上、この規則の様式とみなして使用することができる。</p>
<p>4 この規則の施行の日前に、田主丸町図書館の管理及び運営に関する規則（平成16年田主丸町教育委員会規則第11号）、城島町民図書館の管理運営に関する規則（平成10年城島町教育委員会規則第8号）又は三潆町図書館の管理及び運営に関する規則（平成8年三潆町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（利用の登録に係るものを除く。）は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。 (久留米市民図書館組織規則の廃止)</p>	<p>4 この規則の施行の日前に、田主丸町図書館の管理及び運営に関する規則（平成16年田主丸町教育委員会規則第11号）、城島町民図書館の管理運営に関する規則（平成10年城島町教育委員会規則第8号）又は三潆町図書館の管理及び運営に関する規則（平成8年三潆町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（利用の登録に係るものを除く。）は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。 (久留米市民図書館組織規則の廃止)</p>
<p>5 久留米市民図書館組織規則（昭和40年久留米市教育委員会規則第3号）は、廃止する。</p>	<p>5 久留米市民図書館組織規則（昭和40年久留米市教育委員会規則第3号）は、廃止する。</p>
<p>附 則（平成18年3月20日教育委員会規則第2号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成18年3月20日教育委員会規則第2号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成21年2月24日教育委員会規則第2号） この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条第2</p>	<p>附 則（平成21年2月24日教育委員会規則第2号） この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条第2</p>

項に1号を加える改正規定は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月26日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月1日教育委員会規則第12号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

項に1号を加える改正規定は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月26日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月1日教育委員会規則第12号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和 年 月 日規則第 号)  
(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月21日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則の改正前の様式による書類で現に  
使用されているものは、この規則による改正後の様式によるものと  
みなす。

第1号様式(第5条関係)

利用登録申込書(一般用)

※太線の中を書いてください。

ふりがな	
名前	
生年月日	年 月 日
現住所 マンション・ アパート名	(〒 — ) 号
電話(自宅)	
電話(携帯)	

※市外にお住まいの方のみ記入してください。

勤務先 又は 学校名	(電話番号 — — )
------------------	-------------

※学生で帰省先のある方は記入してください。

学校名	
帰省先	郵便番号
	住所
	電話番号
	ふりがな 世帯主氏名

りようもうしこみしよ(じどうよう)

※ふとせんのなかをかいてください。

ふりがな	
なまえ	
たんじょうび	年 月 日
すんでいる ところ	(〒 — )
マンション・ アパート名	
でんわ	がっこうめい
ふりがな	
ほごしや	

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

特別館外利用申込書

久留米市教育委員会教育長 宛て

下記のとおり、特別館外利用を行いたいので申し込みます。

なお、利用については、規則を守り、資料を損傷し、又は滅失した場合は、必ず賠償します。

住所	氏名	電話	
理由			
利用期間	月 日 ~ 月 日		
資料名	請求記号	資料番号	返却

特別館外利用証

氏名	利用期間	月 日 ~ 月 日	
資料名	請求記号	資料番号	返却

\*この利用証は、なくさないようにして返却の際に必ず持参ください。

第4号様式(第10条関係)

図書館資料複写申込書

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

住 所  
氏 名

資 料 名	
複 写 箇 所 及 び 枚 数	ページ ～ ページ 計 枚
金 額	

第6号様式(第15条関係)

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

団体名  
住 所  
氏 名  
(電話 )

会議室利用(利用変更)許可申込書

下記のとおり申し込みます。

目 的			
人 数		機材利用	有 無
日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
利用変更受付	年 月 日		
変 更 内 容			
許 可 番 号	年 月 日付 第 号		

図書館資料寄贈申込書

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

住 所

氏 名

(電話 )

久留米市立図書館資料として、下記のとおり寄贈を申し込みます。

記

- 1 寄贈資料名
- 2 寄贈年月日
- 3 寄贈趣旨

図 書 館 資 料 寄 託 申 込 書

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 宛て

住 所

氏 名

(電話 )

久留米市立図書館資料として、下記のとおり寄託を申し込みます。

記

1 寄託資料名

2 寄託期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

3 寄託趣旨

## 電子図書館サービスの開始について

### 1 概要

24時間いつでもスマートフォンやご自宅のパソコンから電子書籍を借りて読むことができる、電子図書館サービスを開始します。

サービスの開始にあたっては、久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町で構成する「久留米広域連携中枢都市圏」（以下、「広域圏」という。）内の公共図書館が連携し、共同で運用を行います。

### 2 内容

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 名称    | くるめ広域電子図書館   |
| (2) 開始日時  | 令和6年3月21日（木）10時  |
| (3) 冊数・期間 | 貸出は3冊まで 貸出期間は15日間  |
| (4) 対象者   | 広域圏内の居住者又は通勤・通学者   |
| (5) 開始時冊数 | 約10,000冊   |
| (6) 利用料   | 無料（通信料は利用者負担）  |
| (7) 利用方法  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 広域圏内の居住者は、居住地の図書館利用カードの番号を用いてログインし、利用します。</li><li>・ 広域圏外に居住し、広域圏内に通勤・通学している方は、通勤・通学先の図書館利用カードの番号を用いてログインし、利用します。</li></ul> |

### 3 スケジュール

- ・ 2月中旬～ 市民への周知  
(市ホームページ・LINE、チラシ、掲示物等)
- ・ 3月21日（木）10時 「くるめ広域電子図書館」サービス開始

令和6年3月21日(木)午前10時～

# くるめ広域電子図書館 サービスがはじまります



くるめ広域電子図書館HP:[https://web.d-library.jp/kurume\\_ko/](https://web.d-library.jp/kurume_ko/)



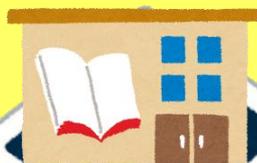
自動返却で  
返し忘れなし!



いつでもどこでも  
24 時間利用可能♪



貸出・予約は3点まで  
貸出期間は 15 日間



## くるめ広域電子図書館とは

久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町で  
共同運用するインターネット上の図書館です。  
(通信料は、利用者負担となります。)

### 【利用できる人】

●久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町に居住又は通勤、通学している人

### 【利用のしかた】

●居住地の図書館利用カード番号を利用してログインします。**通勤・通学で図書館利用カードをお持ちの方は通勤、通学地の図書館窓口で手続きが必要です。**詳しくは裏面電子図書館利用のフローチャートをご確認ください。

●久留米市に居住している人

ID…「ku+図書館利用カード番号」9桁

例:ID「ku3629953」

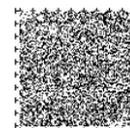
パスワード…初期パスワードは生年月日の西暦 8 桁

例:1990年1月1日生まれの方は「19900101」



久留米市立図書館 HP からアクセス可能!

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1060manabi/2050library/>



# 電子図書館利用のフローチャート



ここから!

久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町のいずれかに居住している

はい

居住地の図書館利用カード番号を使用してログインする。  
※居住地の図書館利用カードを持たない人は、居住地の図書館窓口で登録手続き後にログインする。

いいえ

通勤・通学地が久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町である。

はい

図書館利用カードを所有している。

はい

通勤・通学地の図書館で電子図書館登録手続き後ログインする。

いいえ

居住地も通勤・通学地も久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町でない場合は、図書館利用カードをお持ちでも「くるめ広域電子図書館」の利用はできません。

いいえ

通勤・通学地の図書館で図書館利用カード登録手続き後ログインする。

くるめ広域電子図書館のトップページ左上にあるログイン画面に「利用者 ID」と「パスワード」を入力して「ログインする」をクリック(タップ)してね!



ホームページからログインしてみよう!

画像差替予定

ジャンルまたは、新着・ランキング・特集などから選びたいとき

キーワードで探したいとき

ログイン

利用者ID

パスワード

ログインする

ジャンルで探す

総記

哲学

歴史

社会科学

自然科学

技術・工学・工業

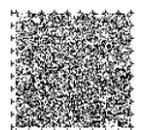
お知らせ

2015年11月07日 『ばんぼこー同族の猫物語』制作発表会を開催しました

2015年06月11日 シンポジウム『電子本「ばんぼこ」をめぐる物語』開催報告

2015年06月08日 『徳島の風貌 今昔』制作記念講演会を開催しました

久留米市立図書館 〒839-0862 久留米市野中町 970-1  
TEL:0942-38-7116 FAX:0942-38-7183



教育委員会後援事業等に関する報告

R6.1.10からR6.2.9受付分まで  
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和6年5月19日(日) 10:00~15:30	グリーンフェスティバル2024	グリーンフェスティバル実行委員会	福岡県緑化センター	後援	田主丸事務所
2	令和6年2月17日(土) 14:00~17:00	久留米市障害者基幹相談支援センター研修「不登校フォーラム～さあ、みんなで考えよう～」	久留米市(障害者福祉課)	久留米大学つながるめ1階(久留米大学御井学舎900号館)	後援	学校教育課
3	令和6年3月17日(日) 10:00~14:00	どんぐり祭	新婦人・里山にどんぐりを植えよう会	福岡県緑化センター	後援★	生涯学習推進課
4	令和6年3月2日(土) 13:00~15:00	ハピブレコ ライブ(小学校卒業記念ライブ)	久留米ハッピーブレイス	高良内小学校 体育館	後援	生涯学習推進課
5	2024年4月20日(土)~7月7日(日)70日間 開館時間 10:00~17:00 (入館は16:30まで)月曜日休館	ちくご ist 尾花成春	久留米市美術館(指定管理者:(公財)久留米文化振興会)	久留米市美術館(本館2階)	後援	生涯学習推進課
6	令和6年2月9日(金)、14日(水)、 28日(水) 9:30~12:00	「こどもみらいガイド」講座	一般社団法人みらなび	北野生涯学習センター	後援	生涯学習推進課
7	令和6年 3月17日(日) 15:00開演	P新人賞受賞記念久留米公演『さちの物語～一番聞いてほしいことは、一番言いたくないこと』	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	石橋文化センター 石橋文化会館 小ホール	後援	生涯学習推進課
8	令和6年3月20日(水・祝) 14:00~16:30	久留米信愛中学校・高等学校女声合唱団 第29回定期演奏会	久留米信愛中学校・高等学校女声合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
9	令和6年2月4日(日) 10:00~15:00	第45回 久留米市ボランティアフェスティバル	第45回久留米市ボランティアフェスティバル実行委員会	野中生涯学習センター及び共同ホール	後援	生涯学習推進課
10	ワークショップ: 令和6年2月11日・25日、 3月17日・24日、4月14日・21日 発表会: 4月29日	劇団リトルウイング 第1回ワークショップ	劇団リトルウイング	ワークショップ: 八女市内・みやま市内会場 発表会: 八女文化会館	後援	生涯学習推進課
11	令和6年4月14日(日) 9:00~17:00	久留米連合文化会 第70回茶道部大茶会	久留米連合文化会	久留米シティプラザ 和室・大・中・小会議室	後援	生涯学習推進課
12	【事前研修】 令和6年2月11日(日)10:00~16:00 【本研修】 自: 令和6年2月24日(土)9:0 至: 令和6年2月25日(月)18:00	きらめきスキーキャンプ2024	一般社団法人ウェルネスJAPAN	【事前研修】サンコア(筑後市中央公民館) 【本研修】九重森林公園スキー場(スキー施設) 九重青少年の家(宿泊施設)	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	令和6年6月5日(水)・6日(木)・7日(金)・ 8日(土)・9日(日) 各日9:30～13:00	子どもの潜在能力を引き出す脳 科学講座	一般財団法人日本リーダー 育成推進協会	オンライン講座 使用媒体: Zoom(ズーム)	後援	生涯学習推進課
14	令和6年3月10日(日) 10:00～11:30	子どものスマホ依存防止講演会	まなびあい・久留米	えーるピア久留米 301・ 302学習室	後援	生涯学習推進課
15	令和6年4月21日(日) 13:00～16:00	くるめシティープラスの音楽会 vol.23	くるめシティープラス	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
16	令和6年2月12日(月) 13:00～16:30	こどものためのコンサート	ブリヂストン吹奏楽団久留米	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
17	令和6年3月26日(火)～3月31日(日) 12:30 ～16:00	第42回水墨画心象会展	心象会	久留米市一番街多目的 ギャラリー	後援	生涯学習推進課
18	令和6年2月17日(土) 14:00～16:00、18:00～20:00 2月18日(日) 14:00～16:00	遊技団ごっこ・ばざあーる 第4回 公演「モモタロウZ」	遊技団ごっこ・ばざあーる	石橋文化会館 2階 小 ホール	後援	生涯学習推進課
19	令和6年3月31日(日)～4月1日(月)	English Camp2024	一般社団法人子ども基地局	国立夜須高原青少年自然 の家	後援	生涯学習推進課
20	2024年2月10日(土) 13:30～15:30	DV被害者支援講演会～「痛い」 に気づき「居たい」を増やす～	コップルーム～寄り添いホッ とチャイルドライン安心安全 な居場所～	えーるピア久留米 美術室 2	後援	生涯学習推進課
21	令和6年2月18日(日)①11:00～12:00 ②13:30～14:30 3月23日(土)③11:00～12:00 ④13:30～14:30	コマ撮り動画にチャレンジ～未来 の動画クリエイターを目指そう～	福岡県	久留米市六ツ門町15— 1 第一生命保険(株)久 留米支社内	後援	生涯学習推進課
22	令和6年2月23日(金・祝) 10:00～12:00	ちっごモルック大会	NPO法人福岡県レクリエー ション協会	筑後広域公園体育館	後援★	体育スポーツ課
23	令和6年1月27日(土) 10:00～16:00	第11回ふれあいスポーツフェスタ in久留米	久留米大学AST	久留米大学 御井学舎 み いアリーナ	後援★	体育スポーツ課
24	令和6年3月12・19・26日(火) 17:20～19:40 令和6年3月14・21・28日(木) 17:45～20:00	チアダンス無料体験イベント	久留米チアクラブ	野中生涯学習センター	後援	体育スポーツ課
25	令和6年4月14日(日)・6月9日(日)・ 8月18日(日) 8:30～15:00	第14回全九州ろう社会人軟式野 球連盟	全九州ろう社会人軟式野球 連盟	水前寺野球場・新宝満川 野球場・延命球場	後援	体育スポーツ課
26	①令和6年3月30日(土)9:00～10:30 ②令和6年3月30日(土)11:00～13:30 ③令和6年3月30日(土)16:00～17:30	TOSS春の教師力UPフェス	NPO福岡子ども未来工房	①令和6年3月30日(土): 南薫小 ②令和6年3月30日(土)JR 博多シティ ③令和6年3月30日(土)小 倉駅お気軽会議室	後援	学校教育課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
27	令和6年3月20日(水)13:30~16:30	不登校と社会的自立~「支援」を 子どもの目線で問い直す~	ダンデライオン不登校ひきこ もりを考える親の会	NPO法人未来学舎	後援	学校教育課



## 令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果について

### 1 調査の目的

全国的な児童生徒の体力の状況を把握・分析し、学校における児童生徒への体育や健康に関する指導等の改善に役立てることを目的として毎年実施されています。  
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で調査は中止。

### 2 調査対象

小学校第5学年  
中学校第2学年

### 3 調査内容

児童生徒に対する実技調査の内容は、次のとおりです。(8種目)

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ボール投げ(小学生はソフトボール、中学生はハンドボール)

### 4 調査結果の概要

- (1) 体力合計点は、中学校男子が全国平均を上回りました。
- (2) 調査内容8種目のうち、小学校では男女とも4種目、中学校男子は5種目、中学校女子は2種目で全国平均を上回りました。
- (3) 調査内容8種目及び体力合計点の合計9項目のうち、小学校男子は7項目、小学校女子は6項目、中学校では男女とも1項目で令和4年度の久留米市の結果を上回りました。
- (4) 全国的に体力合計点の低下傾向が続いていましたが、令和5年度においては、横ばい又は向上の傾向となっています。本市においては、小学校では向上傾向、中学校では低下傾向となりました。児童生徒の運動時間の減少、肥満の割合の増加、生活習慣の変化などは見られるものの、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、運動習慣が戻りつつあることがうかがわれます。

### 5 今後に向けて

小学校・中学校とも、上体おこしや長座体前屈など課題が見られる種目もあることから、授業の最初に課題克服の時間を設定するなどして、体力向上を目指します。また、各学校の体力向上に関わる「1校1取組」などを通じて、児童生徒が運動の楽しさや喜びを感じられるよう、継続して取り組んでまいります。

令和5年度 全国体力・運動能力・運動習慣等の調査結果   令和4年度より向上したものの   白抜   全国を上回るもの

	年度	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50M走	立ち幅とび	ソフトボール投げ	体力合計点
小学校 男子	久留米市	16.18	18.39	32.10	39.27	45.64	9.56	149.24	21.25	50.93
	全国	16.15	18.53	32.76	39.06	48.69	9.40	150.61	21.93	52.22
本市と全国の差		0.02	▲ 0.47	▲ 1.22	▲ 1.54	1.77	0.08	▲ 0.52	1.41	▲ 0.37

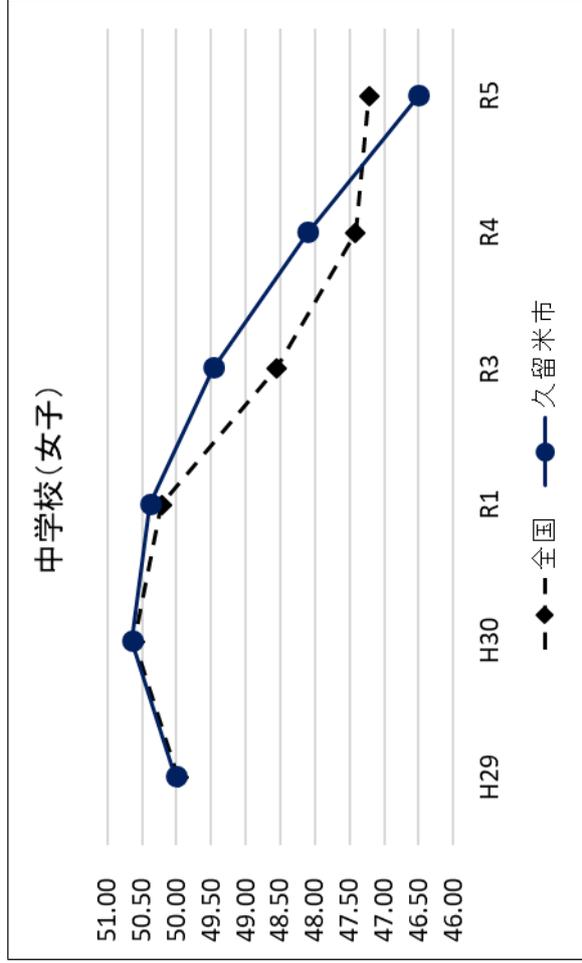
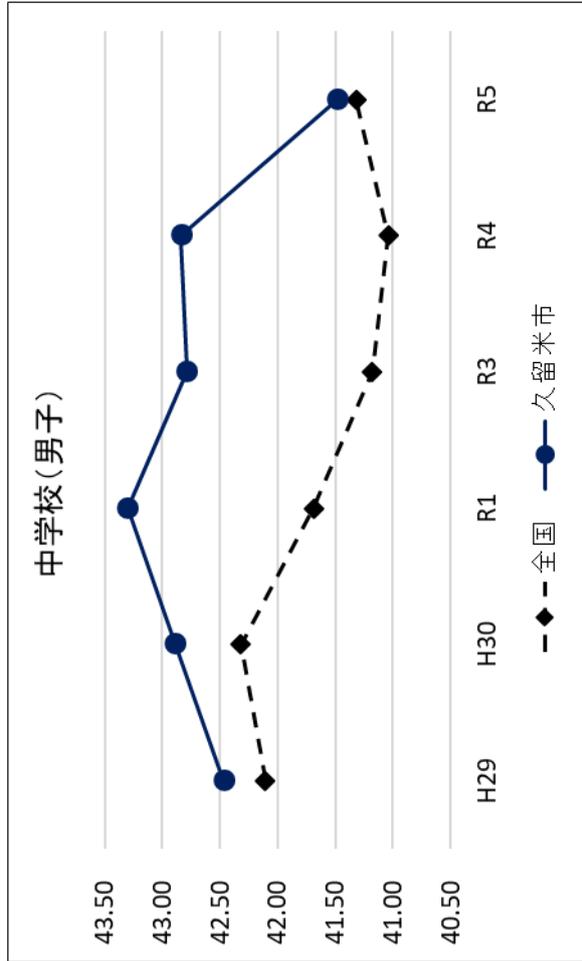
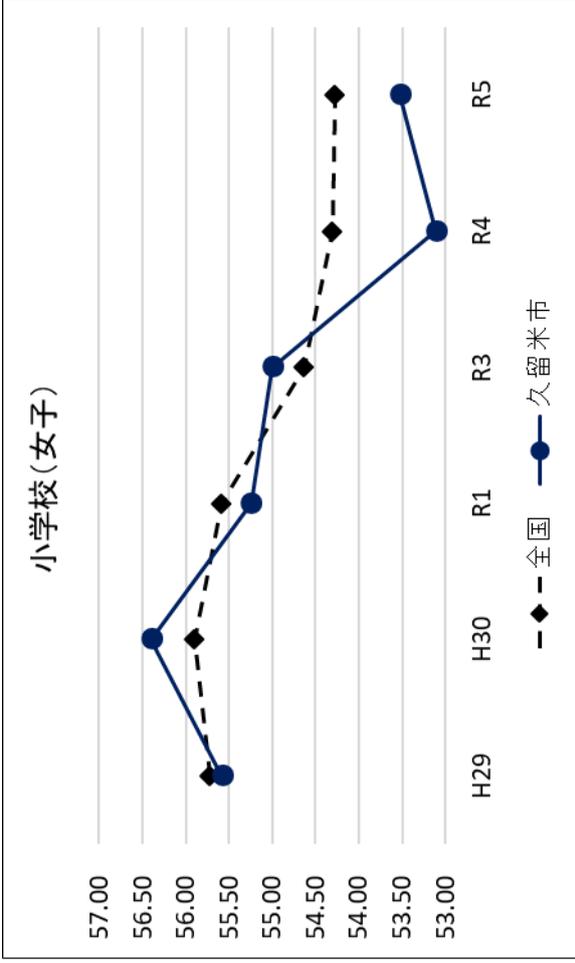
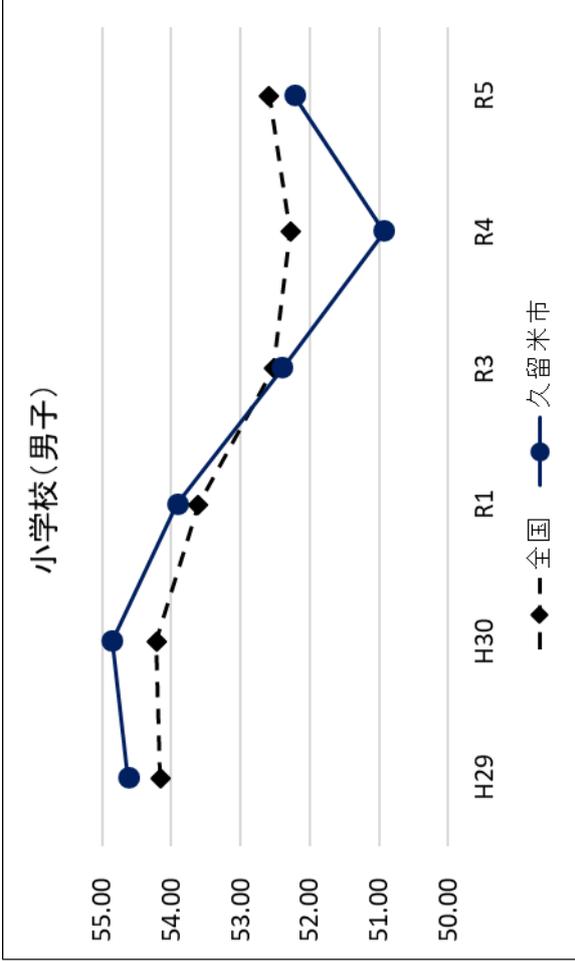
	年度	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50M走	立ち幅とび	ソフトボール投げ	体力合計点
小学校 女子	久留米市	16.14	17.36	36.52	37.74	38.16	9.74	141.99	13.52	53.11
	全国	16.11	17.43	37.02	37.18	38.62	9.68	143.97	13.48	53.53
本市と全国の差		0.10	▲ 0.62	▲ 1.43	▲ 1.55	1.82	0.03	▲ 0.32	0.26	▲ 0.75

	年度	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50M走	立ち幅とび	ハンドボール投げ	体力合計点
中学校 男子	久留米市	29.64	25.86	44.68	52.53	81.55	8.06	202.91	20.75	42.84
	全国	29.04	25.78	43.03	51.06	78.78	8.00	198.53	20.57	41.48
本市と全国の差		0.02	▲ 0.04	▲ 1.13	▲ 0.16	0.71	0.01	1.51	0.17	0.16

	年度	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50M走	立ち幅とび	ハンドボール投げ	体力合計点
中学校 女子	久留米市	23.31	20.83	46.34	46.39	53.04	9.06	171.44	12.51	48.10
	全国	23.21	20.44	44.69	45.22	49.79	9.00	168.04	12.20	46.51
本市と全国の差		0.06	▲ 1.18	▲ 1.58	▲ 0.43	▲ 0.91	▲ 0.05	1.70	▲ 0.23	▲ 0.71

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で調査中止

【体力合計点の推移】





## 令和5年久留米市スポーツ奨励賞・ジュニアスポーツ賞表彰式について

令和5年中のスポーツ大会において、優秀な成績を収められた個人又は団体の功績を称え、下記のとおり表彰式を実施します。

### 1 日 時

令和6年3月18日（月） 16時30分～17時30分

### 2 会 場

久留米市役所 2階 くるみホール

### 3 受賞者

#### (1) スポーツ奨励賞

個人：1名（水泳）

団体：1団体（サッカー）

#### (2) ジュニアスポーツ賞

個人：33名（水泳、柔道、バレーボール、アーチェリー等、全15競技）

団体：6団体（野球、弓道、カヌー等、全5競技）

### (参考) 表彰基準

#### (1) スポーツ奨励賞（小学生、中学生及び高校生以外）

- ・国際規模の大会において優秀な成績を収めたもの
- ・全国規模の大会において優勝の成績を収めたもの

#### (2) ジュニアスポーツ賞（小学生、中学生及び高校生）

- ・国際規模又は全国規模の大会において優秀な成績を収めた小学生、中学生又は高校生
- ・九州規模の大会において優勝の成績を収めた小学生、中学生又は高校生

※優秀な成績とは、優勝、準優勝、第3位の成績をいう。



## 田主丸図書館仮出張所の開設について

### 1 概要

田主丸図書館は令和5年7月の大雨浸水被害により休館が続いているため、田主丸地域内に図書の出借・返却、予約本の受取りなどの図書館サービスを実施する常設の仮出張所を開設します。

### 2 内容

- (1) 施設名 田主丸図書館仮出張所
- (2) 開設日時 令和6年2月28日(水) 10時
- (3) 場 所 田主丸アリーナ内(田主丸町常盤1111-1)
- (4) 開館時間 10～18時
- (5) 休館日 毎週月曜日、毎月第4木曜日、年末年始、特別整理期間
- (6) その他
  - ・田主丸総合支所内に設置していた返却用ブックポストは、田主丸アリーナ玄関内に設置します。
  - ・移動図書館「グリーン号」による田主丸町各校区への臨時巡回は、仮出張所の開設に伴い、令和6年3月で終了します。

### 3 スケジュール

- ・2月中旬～ 市民への周知  
(市ホームページ・LINE、チラシ、掲示物等)
- ・2月28日(水) 田主丸図書館仮出張所開設